

第3章 イタリア

1 概観

イタリアでは1970年代半ば以降少子化が進行し、2001年における合計特殊出生率は1.23と、先進国中、もっとも出生率の低い国の1つになっている。

少子化が進行した原因としては、①教育期間の伸延等を背景として晩婚化や第1子出産年齢が上昇したこと、②若年失業率が高いこと(表1-22参照)から経済的に結婚生活に入る余裕が少ない者が多いこと、③子一特に複数子を出産することによって、夫婦の家計が圧迫されるであろうことに対するためらい(生活水準が低下することへのためらい)が増大したこと、④保育所が不足している等保育サービスが充実していないこと、などが考えられる。

また、政府も、ムッソリーニが国家指導者であったファ

シズム期(1922～1943年)に国家政策として多産を奨励したことの反動により、70年代以降の少子化傾向に対しては、第一義的には個人(夫婦)の自己決定を尊重すべきであるという考え方から、長期間介入してこなかったことも影響していると思われる。

しかし近年では、政府が少子化対策の重要性を論じるようになり、第2子以降に対する国による直接の助成金支給制度の創設や保育所の整備に対する助成等の施策が打ち出され、少子化傾向への効果が注目される。

2 少子化の動向

(1) 人口の動向

年齢階級別の人口の経年変化をみると、表1-23のとおりである。20歳未満の人口は1975年前後にピークを

〈表1-22〉 若年者の失業率の推移

年	1982	1986	1990	1994	1996	1998	2000	2001	(%)
									2002
男性 年齢階級合計	5.7	7.5	7.8	8.4	8.9	9.0	8.1	7.3	6.9
20～24	20.0	24.5	23.5	24.7	26.2	25.5	23.8	21.7	21.4
25～29	7.0	10.3	12.2	13.0	14.6	15.4	14.4	12.9	12.3
30～39	1.7	3.3	4.1	6.1	6.9	6.8	6.4	5.9	5.7
女性 年齢階級合計	14.0	17.8	17.6	15.4	16.1	16.3	14.5	13.0	12.2
20～24	27.5	37.0	34.5	33.9	36.9	36.4	33.3	30.2	28.9
25～29	14.6	21.3	23.4	20.7	21.7	23.4	21.2	19.4	18.5
30～39	6.7	11.1	12.7	12.3	13.8	14.2	12.8	12.0	11.2

資料出所 経済協力開発機構 “Labour Force Statistics 1982～2002”

〈表1-23〉 年齢階級別人口の推移

年 年齢階級	1955	1960	1965	1970	全人口に占める割合	1975	1980	1985	1990	1995	2000	(万人、%)
0～19	1,631	1,202	1,685	1,708	31.7	1,749	1,714	1,578	1,329	1,217	1,128	19.6
20～39	1,444	1,554	1,516	1,519	28.2	1,517	1,536	1,628	1,708	1,765	1,735	30.1
20～24	400	403	367	410	7.6	382	404	457	453	441	363	6.3
25～29	397	386	394	354	6.6	405	379	403	464	467	444	7.7
30～34	388	386	377	386	7.2	350	402	377	411	456	470	8.2
35～39	259	380	378	370	6.9	381	350	391	381	401	458	8.0
40～	1,789	1,845	2,011	2,155	40.0	2,278	2,394	2,453	2,635	2,748	2,891	50.3

資料出所 国際連合 “The 2002 Revision Population Database”

迎えた後、減少に転じ、特に1980年から1990年にかけて22.5%も減少した。その後も減少傾向が続いている。しかし、出産にもっとも影響のある20～39歳層の人は、実数でも、人口全体の中に占める構成比でも、少子化が未だ発現していなかった1970年と、少子化が進行した2000年とを比較した場合、2000年の方がむしろ上回っている状況にある。

2001年1月1日現在のイタリアの年齢階級別人口は、表1-24のようになっている。

〈表1-24〉 2001年の年齢階級別人口

年齢階級	人口(人)	全人口に占める割合
0～14	8,303,904	14.4%
15～24	6,601,630	11.4%
25～44	17,882,708	30.9%
45～64	14,499,840	25.1%
65～	10,555,935	18.2%
合計	57,844,017	

資料出所 イタリア政府統計局「2002年イタリア統計年鑑」

(2) 出生率の動向

イタリアの合計特殊出生率は、1970年代半ばまで2.0を上回っていたが、1977年に2.0を下回り、その後1980年代半ばにかけて急落した。その後も漸減傾向が続き、1997年には1.18と過去最低を記録した。しかし、その後は1.20～1.24の間で推移している。

1999年の出生率は1.22とEU加盟国の中では、スペイン(1.20)に次いで低い(図1-16)。

地域別にみると、南部で多少高く、中部・北部は低い(2001年：北部1.19、中部1.15、南部1.35)。

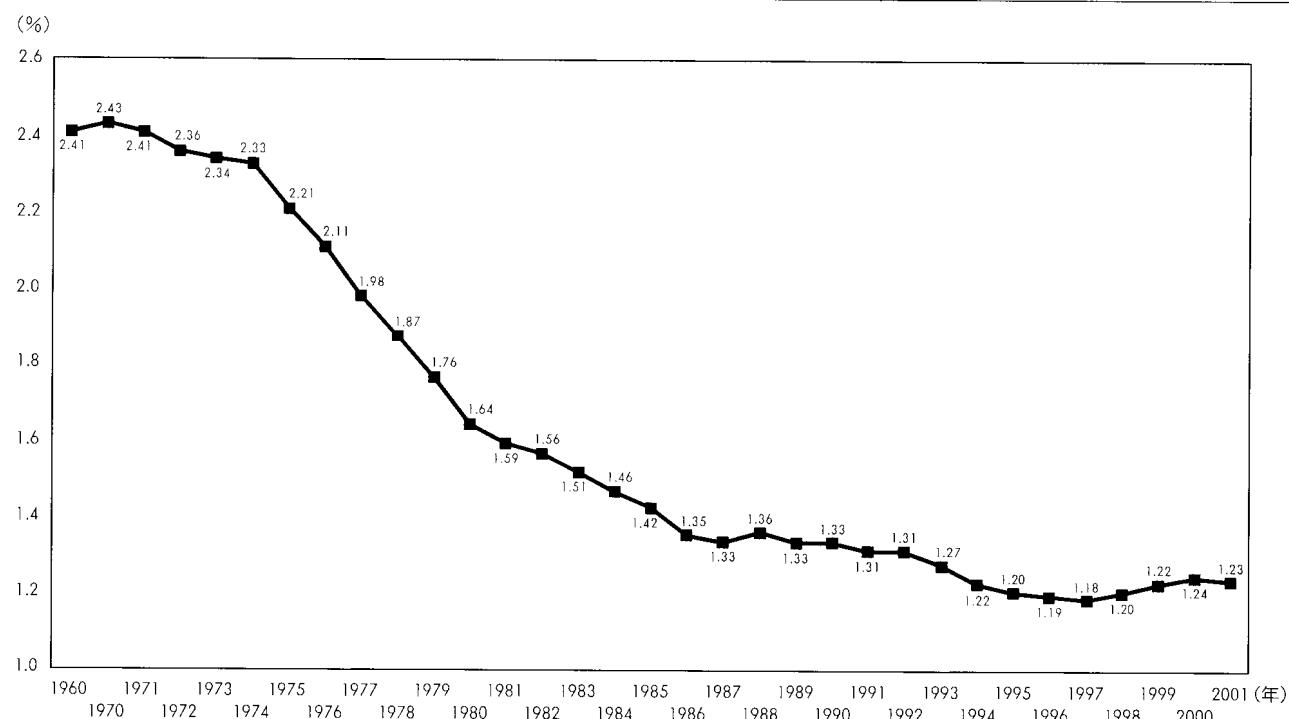
(3) 女性の就業率の変化

イタリアの女性の労働力率は、15～64歳で47.9%(2002年)である。

一方、出産・育児にもっとも関係の深い女性の20～39歳層での労働力率の推移をみると(図1-17)、80年代に比べ、この10年間は、特に30歳台で労働力率が高まっている。

これは、この年齢層が、従前は多くが結婚し家庭に入ることで労働市場から退場していたのが、最近は働き続けていることを物語っていると考えられる。

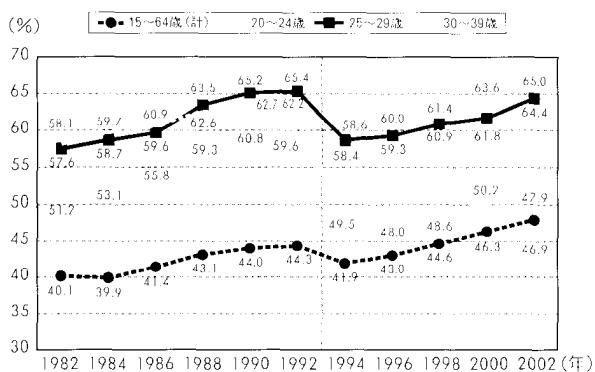
〈図1-16〉 合計特殊出生率の推移



資料出所 1997年まではCouncil of Europe "Council of Europe 2000"、1998年以降は、イタリア政府統計局「2002年イタリア統計年鑑」

[イタリア]

〈図1-17〉 女性の労働率の推移



資料出所 年齢階級計については、経済協力開発機構 “Labour Force Statistics 1982–2002”、年齢階級別については、経済協力開発機構 “Labour Force Statistics 2003”
(注) 年齢階級別については、定義が変わったため、1992年と1994年の間で接続しない。

〈表1-25〉 25~54歳層の女性の労働率の最近の推移・各国比較

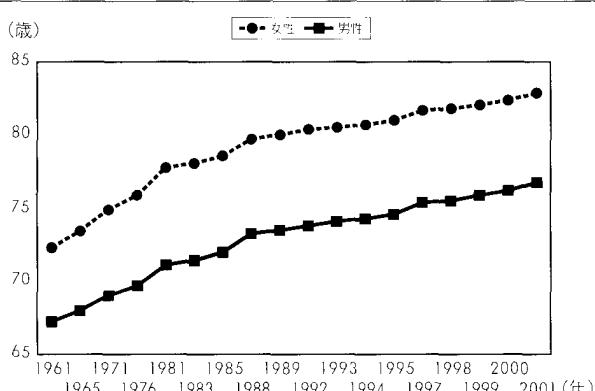
	1990	1995	1998
伊	52.1	53.7	56.1
米	74.0	75.6	76.5
日	64.2	65.2	66.6
独	65.6	73.2	73.5
仏	72.9	77.3	77.9
英	72.9	74.0	75.1
EU	64.0	68.7	70.1

資料出所 経済協力開発機構 “Economic Survey Italy May 2000”

(4) 平均寿命

男性、女性とも平均寿命は順調に伸びている。2001年には女性の平均寿命は82.9歳、男性の平均寿命は76.8歳に達した(図1-18)。

〈図1-18〉 女性・男性の平均寿命の推移

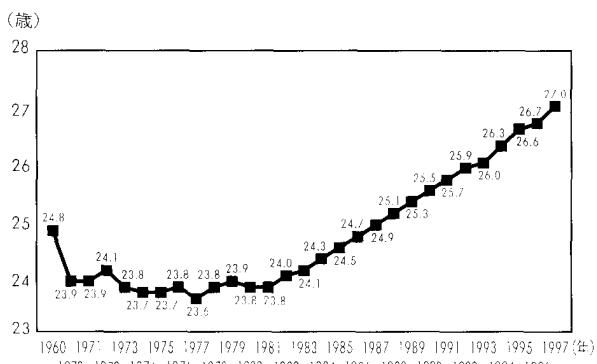


資料出所 1961～1995年：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料 2003」、1997～2001年：イタリア政府統計局「2002年イタリア統計年鑑」

(5) 平均出産年齢

女性の平均初婚年齢は、1970年代までは23～24歳代で推移していたが、80年代に入ってからは上昇傾向が続いているおり、1997年には27.0歳になった(図1-19)。

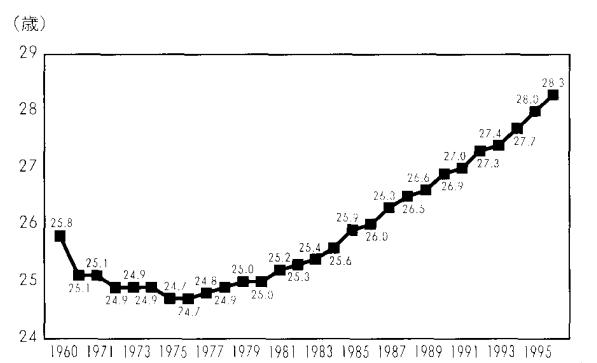
〈図1-19〉 女性の平均初婚年齢の推移



資料出所 Council of Europe “Council of Europe 2000”

平均第1子出産年齢は、1970年代中葉までは低下傾向が続いているが、その後は上昇傾向となっており、1996年には28.3歳になった(図1-20)。

〈図1-20〉 第1子出産時の平均母親年齢の推移



資料出所 Council of Europe “Council of Europe 2000”

3 育児に対する経済的支援

(1) 概要

イタリアでは、家族手当などの経済的支援は、育児に対する手当というよりはむしろ貧困対策・社会保障の数ある対象の一つとして行われてきた。手当の受給に当たっては、収入と幼児数の要件を伴うことが多い。

こうした経済的支援制度については、①多数の類似の制度が管理運営主体別などに並立していること、②内容的にきわめて類似した制度が、逐次、従前の制度を

そのままにして重複的に付け加わって創設されてきていること(例えば下記の(2)と(3))、③ほとんどの制度において実質的な支給業務は全国社会保障機関(INPS : Istituto Nazionale della Previdenza Sociale^(注1))が行っているので制度間の区別がきわめて難しいものになっていること、④受給資格者が並行的に各手当(給付)を受給することも一部可能となっていること、⑤全国社会保障機関は保険料を主要財源にしているが、個々の手当・給付制度に関しては、政府からの資金(税金)を財源にしている部分も多く、各制度を財源面で、保険料・税金に区分分けすることがきわめて難しいものであること、などから一般に複雑でわかりにくい制度となっている。

(2) コムーネ^(注2)が委託した出産手当

(assegno di maternità concesso dai comuni)

① 概 要

十分な収入を得ていない出産した母親に対し、経済的支援として、出産手当(assegno di maternità)が、コムーネから支給される。

支給事務自体は、コムーネが受給資格者に関する情報を全国社会保障機関に通知した上で、その情報を基に全国社会保障機関が行う。

② 根拠法令

1999年財務法(日本の1999年度予算におおむね相当する。1998年法律第448号^(注3))第66条(1999年法律第144号で修正)、2000年12月21日付政令第452号、全国社会保障機関2004年2月17日付通達第34号である。

③ 管理運営主体

コムーネ。

④ 財 源

財源は、国民社会政策基金^(注3)である。

受給者への支払いは、全国社会保障機関が行うので、全国社会保障機関がこのために必要な財源については、労働社会政策省が同基金から毎年必要額を移転させる。

⑤ 支給対象

1999年7月2日以降に出生した子どもを持つ母親が支給対象である。

世帯(nucleo familiare=核家族)の所得が一定の水準を下回っており、出産手当に類似する手当を一定額以上受給していないことが条件となる。出産手当に類似する別の手当を受け取っている場合であって、その額が月271.56ユーロ(2003年)を下回っている場合、その差額が支給される。

一定の場合(母親の育児放棄、出産で母親が死亡した場合など)には、本手当の受給権は父親が取得する。

居住地のコムーネに対して、出産後6か月以内に受給申請を行う必要がある。

手当の支給は、全国社会保障機関が行う。

⑥ 支給内容

2004年の支給額は母親1人当たり最大年間額1391.75ユーロ(2003年は1357.80ユーロ)である。

毎月278.35ユーロ(2003年は271.56ユーロ。制度発足当初は20万リラであった)が、最大で5か月、合計1,391.75ユーロに至るまで支給される。

⑦ 受給状況

労働社会政策省によれば、南部での受給率が高く、南部全体では、近年、出生した子どもを持つ母親の70%程度が受給しているとされる。

(3) 全国社会保障機関が所掌する出産手当

(assegno per la maternità a carico dello Stato, erogato dall'INPS)

① 概 要

2000年財務法により、(既存の制度では)保護の度合いの低い母親を経済的に支援するため、本件の出産手当が規定された。

② 根拠法令

根拠法令は、2000年財政法(1999年法律第488号)、全国社会保障機関2001年7月16日付通達第143号である。

州法による出産手当(assegno di maternità regionale)

①概要

人口の増大と母性の支援を目的として、母親に対する経済的支援を行うために、州法で要件を定め、母親手当を支給している州がある。

② フリウリヴェネツィアジュリア州(伊北東部)の例 (州法2001年第4号第4条)

- ・管理運営主体はコムーネである。

- ・支給対象

支給対象は、フリウリヴェネツィアジュリア州に12か月以上居住していること、他から母親手当に類似する手当を一定額以上受給していないこと、世帯(nucleo familiare)収入が25,822.84ユーロを上回っていないことなどの要件を満たすイタリア国民である。

③ 管理運営主体

財政負担主体は国で、管理・運営主体は全国社会保障機関である。

④ 財源

財源は、国(財務法)である。

⑤ 支給対象

受給の対象となるのは、2000年7月2日以降に出生した子ども(養子とした場合を含む)を持つ母親であって、次のいずれかの要件を満たすものである。

- ・労働者であって、既に何らかの社会保障給付を受ける権利を有し、子どもの出生(養子縁組)に先立つ9～18か月の間に、少なくとも3か月以上の社会保険料納付期間があること。
- ・元労働者(又は失業者)であって、何らかの社会保障を受ける権利を喪失した時期と、子どもの出生の時期との時期的間隔が、9か月を超えていないこと。
- ・労働者であって、妊娠期間中に辞職したことによって労働を中断しており、子どもの出生に先立つ9～18か月の間に、少なくとも3か月以上の社会保険料納付期間(納付実績)があること。

・支給内容

(a) 第1子出産時：1,549.37ユーロ

双子などの多重出産時は、上記の金額とは関係なく一律5,164.57ユーロ

(b) 第2子出産時：3,098.74ユーロ

(c) 第3子以降、1人出産ごとに4,648.11ユーロ

支給は、それぞれの支給額に至るまで月額支給となる。毎月の支給額は、世帯所得に応じ、各出生子1人について、月額110、160、210ユーロの3とおり。

対象者は、出産後6か月以内に居住しているコムーネに請求し、支給はコムーネが行う。

・財政は、州の一般財源である。

⑥ 支給内容

支給内容は一時金として1,671.76ユーロである(2003年1月1日から同年12月31日の間に子どもが生まれた場合)。類似の手当を受給している場合には併給調整が行われる。

⑦ 受給手続

全国社会保障機関に対して、子どもの出生後6か月以内に受給申請を行う必要がある。

④ 国による一時金支給制度

① 概要

少子化の改善、特に第2子以降の子の出産が減少している状況を改めるため、政府は、第2子以降の子を出産した(養子縁組を含む)母親に対して、経済的支援として、1,000ユーロを国が「ボーナス」として支給する制度を、2003年9月30日付けデクレトレッジ(decreto legge^(†4))第269号の第21条によって創設した。これは1年間の时限措置となっている。

② 管理運営主体

管理運営主体は、国である。

③財 源

財源は、国である。

2003年9月30日付けデクレトレッジエ第269号の第21条で、①本件支給に関する連絡として、全国社会保障機関の会計の中に3億800万ユーロの金額からなる特別会計(una speciale gestione)を設ける、②本件支給について、2003年については、最大2億8,700万ユーロ、2004年については、最大2億5,300万ユーロの国費支出を認める、など財源について規定している。

④支給対象

支給対象は、2003年12月1日から2004年12月31日までの間に、第2子以降の子どもを出産したイタリア国民又はイタリアに適法に在住している者である。

⑤受給手続

手当金額はコムーネに割り当てられる。コムーネは、支給対象となる母親に係る出生届け(養子届けも含む)を受理した場合は、全国社会保障機関に対して当該情報を提供しなければならないとされる。

母親に対する支払いは、全国社会保障機関を通じて行われる。

(5) 「核」家族手当(世帯手当：assegno al nucleo familiare : ANF)

①概 要

被用者及び被用者であった年金受給者の家族の福祉に資するため、1988年に、被用者を主対象として創設された。

未成年の子どもを持つ3人以上の家族に対し、家族構成と家族総所得に応じた手当を全国社会保障機関が支給する。

②根拠法令

根拠法令は、1988年法律第153号である。

③管理運営主体

管理運営主体は、全国社会保障機関が中心となるが、労災保険給付受給者については、全国労働災害保険機関(Istituto Nazionale per l'Assicurazione contro gli Infortuni sul Lavoro : INAIL ; 労働災害保険制度を運営する公法上の法人)が、ジャーナリストで全国イタリアジャーナリスト社会保険機関(Istituto Nazionale Previdenza dei Giornalisti Italiani : INPGI ; ジャーナリストに係る社会保障を所掌する公法上の法人)の被保険者になっている者については、全国イタリアジャーナリスト社会保険機関が所管する。

gli Infortuni sul Lavoro : INAIL ; 労働災害保険制度を運営する公法上の法人)が、ジャーナリストで全国イタリアジャーナリスト社会保険機関(Istituto Nazionale Previdenza dei Giornalisti Italiani : INPGI ; ジャーナリストに係る社会保障を所掌する公法上の法人)の被保険者になっている者については、全国イタリアジャーナリスト社会保険機関が所管する。

④財 源

財源は、全国社会保障機関、全国労働災害保険機関、全国イタリアジャーナリスト社会保険機関の各財政である。

⑤支給対象

年収が一定水準を下回り、他の家族関連手当を受給していない、扶養家族(別にこの家族は、母親とか、新生児とかに限定されるわけではない)を有する者は、すべて支給対象となり得る。

対象者は労働者となっているが、当分の間は、かつて労働者であった年金受給者、各種協同組合の構成員(soci di cooperative^(注5))、公務員、公務員年金受給者、農業被用者、政党・組合の従業員、役職者(dirigenti)、家族労働者なども対象となっている。

⑥給付内容

給付内容は、家族の構成・収入によって異なるが、例えば、18歳未満の子どもが3人以上いる家庭で、年間総所得が19,904.35ユーロ以下の場合、月額110.58ユーロが年に13回支給される(2002年)(年に13回支給される訳は、イタリアやドイツといった西欧諸国では、クリスマス時期にクリスマス手当として1月分の賃金を日本の冬季賞与のようにして支給する事業主が多いことに関連していると考えられる)。

対象者は、事業主経由で全国社会保障機関などに申請する。年金受給者などの場合は、全国社会保障機関などに対して直接申請する。

(6) 家族手当(Gli assegni familiari)

①概 要

家族手当は、1930年代、ファシズム期に、工業部門

の被用者一部を対象に創設され、第2次大戦後、多人数家庭に対する支援を目的として対象者が逐次拡大され、被用者、公務員、年金受給者、自営業者等に家族手当が支給されるようになった。

1988年にはもっとも大きな割合を占める被用者等の部分が分離されて核家族手当(上記(5)参考)に移行したため、現在は農民及び一部の年金受給者のみが対象となり、その範囲は従前に比べて非常に小さなものとなった。

② 管理運営主体

管理運営主体は、全国社会保障機関である。

③ 財 源

財源は、全国社会保障機関である。

④ 支給対象

農民、職人、商人(の年金受給者)であって低所得の者が主たる扶養者になっている家族が対象である。

扶養すべき子ども、兄弟姉妹、孫がいる場合、そうした者が18歳を下回っていないなければならない(そうした者が労働不能の場合は、この年齢制限なし)。扶養すべき子などが学生の場合は、この年齢制限は21歳(中等学校)ないし26歳(大学生)まで延長される。

所得制限がある(表1-26)。

受給希望者が、全国社会保障機関に申請し、全国社会保障機関が直接支給する。

〈表1-26〉 2003年の家族手当の所得制限

(核)家族構成員数	全家族手当の受給が停止となる家族年収(ユーロ)
2人	15,210.91
3人	19,555.12
4人	23,356.64
5人	27,158.15
6人	30,779.68
7人	34,400.66

資料出所 全国社会保障機関ホームページ

⑤ 給付内容

対象扶養家族1人当たり月額10.21ユーロとなっている。

(7) 出産医療費用

現在、健康保険被保険者(健康保険は、国民皆保険となっている)については、公立病院(州立や市立など)における出産医療費用が無料となっている。

4 子育てと仕事の両立支援

(1) 概 要

イタリアでは、出産休暇、育児休暇、父親休暇等が整備されており、父親休暇が整備されていることなどから、西欧諸国の中でも比較的充実していると考えられる。

また、出産休暇、父親休暇については賃金が100%、育児休暇についても賃金の30%が保障される等休暇中の給付も低い水準ではないと考えられる。

(2) 出産休暇(congedo di maternità。「出産に関する強制的労働抑制」(Astensione obbligatoria)の1つとされる。)

① 概 要

女性労働者に対して、出産時に5か月の出産休暇(産前2か月+産後3か月又は産前1か月+4か月が原則)が与えられ、一定の場合に延長可能となっている。

② 根拠法令

根拠法令は、1971年法律第1204号「母親労働者保護法」、2000年3月8日法律第53号、2001年3月26日付けデクレトレッジエ第151号である。

③ 制度の対象者及び要件

すべての労働者(事業主との関係が従属的な関係にある者全体(lavoratori subordinati))が対象になる。職業訓練生も協同組合の構成員も対象に含まれる。また、管理職(dirigenti; 管理的労働者)も含まれる。

④ 休暇期間

a 概 要

産前2か月(出産予定日から起算して、産前2か月間のこと。出産が出産予定日より遅くなった場合は、出産予定日と実際の出産日との間の日数も追加される)及び産後3か月に労働者が労働することを控えるよう、労働者及び事業主に対して義務づけている(2001年デク

レトレッジエ第151号第16条)。

なお、出産予定日よりも早く出産した場合、出産日と出産予定日の間の日数を、産後休暇の日数に追加することはできない。

妊娠中断に関しては、妊娠180日までの中断に関しては病気休暇と同様の取り扱いとされる。多くの労働者に関しては、病気休暇の場合、全国社会保障機関が休暇中の賃金について、最初の20日間は平均賃金(平均賃金日額；RMG)。病気休暇前の一定の被保険者期間に関して一定の計算式で求められた、日額基準金額)の50%を、21日目以降は66.66%を支給する。また、妊娠後180日以後の妊娠中断に関しては、妊娠中断は出産とみなされ、事業主は当該労働者の産後の労働を抑制させる義務を負う。

b 労働者は、事業主と全国社会保障機関に対して、休暇期間を繰り下げる取得することを要求することができる(繰下げ取得(flessibilità(柔軟措置))。2001年デクレトレッジエ第151号第20条)。ただし、これは医師が休暇取得を繰り下げるについて、母子の健康に危険を及ぼさないと証明した場合に限定される。

また、次のいずれかを充足する場合には、出産休暇の繰上げ取得(anticipazione(繰上げ))。2001年デクレトレッジエ第151号第17条、第87条)が可能となる。

- ・妊娠に伴う重篤な合併症又は既存の不健康な状態が、妊娠によって重篤化する可能性があるとき。
- ・労働又は環境条件が、母子の健康に危険を及ぼすとき。
- ・労働者を他の職務に移すことが困難であるとき。

出産休暇を繰上げ取得する場合の取得時期は、医師によって決定される。繰上げ取得は、原則として労働者が請求するが、事業主、医師の要求によることも可能である。

出産予定日の3か月前の時点で、その労働者の労働態様では、残りの妊娠期間中に労働者が不健康となるか、又は労働者にとって過酷なものとなると考えられる場合にも、休暇の繰上げ取得が可能であるとされており、その取得は医師の意見によって個別に決定される。

出産休暇の繰上げ又は繰下げの取得を希望する場合、労働者が県労働局(DPL : direzione provinciale

del lavoro^(注6))検査官(servizio ispettivo)に対して申請を行う必要がある。県労働局は、申請から7日以内にこの請求を認めるか認めないか決定しなければならない。

出産休暇については、その労働者の労働が危険なもの、困難なもの、非衛生的なものであって、その労働者を他の職務に移すことができない場合には、労働者本人の意向により、出産後7か月まで延長することができる。

事業主が延長に同意しない場合、労働者が県労働局に対し請求することによってこの延長を行うことができる。

⑤ 休暇中の給付(出産休暇に係る手当(出産手当：indennità di maternità))

a 概 要

出産休暇を取得する労働者に対して、休暇前の賃金の80%を出産手当として給付する。

b 根拠法令

根拠法令は、全国社会保障機関1998年6月24日付通達第135号、1971年12月30日付け法律第1204号、1977年12月9日付け法律第903号、2000年3月8日付け法律第53号、2001年3月26日付けデクレトレッジエ第53号等である。

c 管理運営主体

管理運営主体は、全国社会保障機関である。

d 財 源

財源は、全国社会保障機関であり、一部国から財政補助が行われている。

e 支給対象

支給対象となる者は、出産休暇を取得しようとする労働者である。

f 支給手続

支給を求める労働者は、出産予定日の2か月前までに、妊娠を証する医師の証明書と、出産手当(indennità

di maternità)請求書を、全国社会保障機関又は全国社会保障機関と事業主との双方に提出しなければならない。

労働者の種類が自宅労働者(lavoratori a domicilio : 自宅など労働者自らが提供する場所において、事業主の直接の指揮・監督・命令を受けることなく労務を行う労働者、家内労働者)や農・漁業労働者、自営労働者(自営業者。Lavoratori Autonomi : 個人経営を行う者)である場合、労働者は全国社会保障機関に医師の証明書等を提出し、全国社会保障機関が労働者に手当を直接支給する。それ以外の場合(こちらが主体)、労働者は事業主と全国社会保障機関の双方に医師の証明書等を提出し、事業主が労働者に支給し、事後に事業主が全国社会保障機関から清算(還付)を受ける。

g 支給内容

出産休暇中に休暇前賃金の80%相当額が支給される。この他に、労働者の多くが適用されている労使間の全国労働協約において、残りの20%分も含めて100%の賃金を保障する旨定めていることが多く、結局、大半の労働者が100%の賃金を保障されている。

なお、産業別全国労働協約により、出産休暇中の賃金の取り扱いについて、例えば以下のように規定されている。

a) 農 業

出産休暇中に關し、休暇前の賃金の100%を支給する。

b) 自動車貨物輸送・物流

出産休暇中に關し、第1～4月目は休暇前の賃金の100%を、第5月目は同80%を、第6月目は同50%を、第7月目以降は同30%をそれぞれ支給する。

c) 履物産業

生産労働者に関しては、出産休暇中に關し、休暇前の賃金の90%を支給する。生産労働者と事務的労働者の中間的労働者及び事務的労働者に関しては、同じく、休暇前の賃金の100%を支給する。

(3) 父親休暇(congedo di paternità)(出産に関する強制的労働抑制(Astensione obbligatoria)の1つ)

① 概 要

男女均等をうたうEUの考え方方に合わせる形で、イタリア政府は、育児について、父親が、より大きな役割を果たせるようにするために、2000年3月8日法律第53号で父親休暇を認めた。

② 根拠法令

根拠法令は、1971年法律第1204号「母親労働者保護法」、2000年3月8日法律第53号、2001年デクレトレッジエ第151号である。

③ 制度の対象者及び要件(2001年デクレトレッジエ151号2条c1号)

次のいずれかの要件をみたす場合、父親は、母親の有する出産休暇権全体を取得することも、一部を取得することも可能である。

- ・母親が死亡又は重病となったとき。
- ・母親側が子の養育を放棄したとき。
- ・父親が子を預かっていて、独占的に子の養育を行っているとき。

④ 休暇期間

上記(2)④と同じ。

⑤ 休暇中の給付

出産休暇と同じ。ただし、手続で提出しなければならない書式に、母親が死亡若しくは重病の場合又は子どもを父親が独占的に(単独で)養育している場合は、その状況を証明する書面がつけ加わる。

(4) 両親休暇(congedi parentali ; 育児休暇)(育児に係る「任意的労働抑制」(astensione facoltativa))

① 概 要

子どもが満8歳に達するまでの間、両親は合計10か月(母親は最大6か月、父親は最大7か月)の育児休暇を取得できる。